

| <b>第1回 横浜市公園公民連携推進委員会 会議録</b> |   |
|-------------------------------|---|
| 日 時                           | 平成30年6月12日(火) 午後2時00分～午後4時00分   |
| 開催場所                          | 関内中央ビル 5階特別会議室  |
| 出席者                           | <p>椰野委員長(中央大学研究開発機構 機構教授)</p> <p>坂井委員(東京都市大学都市生活学部都市生活学科 教授)</p> <p>久富委員((一財)公園財団公園管理運営研究所 開発研究部長)</p> <p>松本委員(高島中央公園愛護会 会長)</p> <p>吉田委員(㈱日本経済研究所 執行役員 調査本部上席研究主幹)</p>  |
| 欠席者                           | なし  |
| 開催形態                          | 公開(傍聴者4人)   |
| 議 題                           | <p>1 委員会事務の確認等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会担当事務について</li> <li>・委員長選出について</li> </ul> <p>2 公園における公民連携に関する基本方針について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状及び課題の整理</li> <li>・公民連携推進に当たっての整理事項等</li> </ul> <p>3 その他</p>   |
| 資料・<br>特記事項                   | <p>1 資料</p> <p>資料1:横浜市公園公民連携推進委員会運営要綱</p> <p>資料2:横浜市公園公民連携推進委員会における審議について(依頼)</p> <p>資料3:「公園における公民連携に関する基本方針(仮称)」の策定に当たって</p> <p>資料4:これまでの代表的な公民連携の事例</p> <p>資料5:市内の公園の活用に関する「サウンディング型市場調査」の結果</p> <p>資料6:公民連携の目的、公民連携推進に当たっての整理事項</p> <p>別紙1:横浜市公園公民連携推進委員会の設置根拠</p> <p>別紙2:「公園における公民連携に関する基本方針(仮称)」の策定の進め方</p> <p>2 特記事項</p> <p>次回の開催日程は後日調整する。</p> |
| 議 事                           | <p>1 委員会事務の確認等</p> <p>(事務局から当委員会の担当事務について説明)</p> <p>(事務局)</p> <p>何かご質問はありますか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>(事務局)</p> <p>では次に、委員長の選出をさせていただきます。委員長については、委員会運営要綱第9条第1項において、委員の互選により定める、となっています。委員の皆様いかがでしょうか。</p> <p>(久富委員)</p> <p>これまでの実績や経験から、椰野委員がよろしいかと思えます。</p>  |

(事務局)

久富委員の意見について、皆様いかがでしょうか。

(意義なし)

(事務局)

それでは椰野委員に委員長に就任いただきたいと思います。では、議事進行については椰野委員長に引き継ぎたいと思います。よろしくお願いします。

(椰野委員長)

委員の皆さんの協力をいただきながら進めていきたいと思います。

なお、委員会運営要綱第9条3項に規定する委員長が欠けた場合の職務代理者として、坂井委員を指名させていただきます。よろしくお願いします。

(坂井委員)

よろしくお願いします。

(椰野委員長)

また、委員会運営要綱第12条にありますように、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条に基づき、委員会の会議は公開で開催しますので、ご承知おき願います。

なお、同条ただし書に該当する場合、会議を非公開とすることができます。今後審議内容により会議を非公開とする場合は、委員の皆さんにお諮りの上、決定していきます。

## 2 公園における公民連携に関する基本方針について

(事務局から審議依頼内容について説明)

(椰野委員長)

事務局からの説明について、ご質問はありますか。

(質問なし)

(事務局から現状及び課題の整理について説明)

(椰野委員長)

私は国土交通省で公園緑地を担当していましたが、横浜市の公園緑地行政の特徴について、国の立場からすると、一つは非常に先進的だという印象がありました。新しい制度に取り組み、緑の基本計画についても「水と緑の基本計画」とするなど工夫されています。もう一つは、愛護会組織が全国の中で飛び抜けて多いことです。公園における市民協働の話をする時には、横浜市の事例を使わせていただいていますし、全国的にも有名です。

また、公園に限らず緑全般について言うと、全国で他に例がない「みどり税」を導入し、市民の理解を得て緑の保全にも取り組まれています。

国の制度改正についての説明もありました。この委員会もそれを引き継ぐものと思いますが、もともとは、公園のストックが増えてきて、これから予算的に厳しい中、公園を街の活性化につなげよう、賑わいの拠点にしよう、もっと活用していこうということで、都市公園等のあり方を検討してきたわけです。検討会には坂井委員もご出席されてまとめてきました。

公園のきめ細かな運営については、これからは公だけでなく民の力、色々なステークホルダーが関わって、公園をより良くしていこうということで、昨年に都市公園法を久しぶりに改正したというのが実情です。そういうことも踏まえて、先ほどの説明に関して、ご

質問やご意見をお願いします。

(坂井委員)

横浜市は多くの先進的な取組を続けてこられて、サウンディング型市場調査も早くに進められて、その結果を興味深く見えています。資料5の「活用を進めるための制度等に関する提案・意見」のうち下から2つ目の「屋外広告物の取り扱いについて」と、一番下の「支援者が必要」というシステムについてですが、基本方針の中で議論していくことが必要と感じています。

質問というより意見ですが、公民連携については既に山下公園やアメリカ山公園で取り組まれていて、特に山下公園については私も話をする時に事例に使わせていただくこともありますが、山下公園の事業者公募の中に「山下公園はこういうものである、我々は便益施設をこのように考えている」というステイタメントを書き込むというのは大事だと前から思っていました。公園に何を求めているのかということ、これからの公民連携においては行政側が発信すべきだと思います。ある程度長い期間を見通して、「このように考えているから、こういうものをお願いしたい。については色々なご提案を」ということになるかと思えます。いずれにしても、これから基本方針をどのように作っていくかについて、皆さんと議論できればよいと思います。

(椰野委員長)

大変重要なご指摘をいただきました。ありがとうございます。

(吉田委員)

横浜市の公園は歴史的にも、住民との協働面でも非常に特徴があり、この特徴を踏まえて基本方針を考えていくことが重要なのだと感じました。

サウンディング型市場調査では2,700近くの公園を対象にして、民間から見て提案をするタイプの公園と全く提案をしないタイプの公園があったと思いますが、提案が多かった公園はどのようなタイプ、種類、エリアだったのか、可能であれば知りたいと思いました。

もう一つは、実際に使う市民の方にアンケート等でご意見を聞かれているのか、利用者がどのように公園を活用したいと考えているのか、もし情報があればお示しいただけるとありがたいと思います。

(事務局)

サウンディング型市場調査に関しては、事業者と厳密に公表範囲を約束しており、今回の資料も記者発表資料から抜粋したものです。そのような前提があるということをご理解願います。

利用者の声については、幅広い利用者アンケートは取れてはいませんが、指定管理者の自主的な利用者アンケートや、市で行っているアンケートに部分的に活用できるものがあるかもしれないので探してみます。次回までにどのようなものが出せるか整理します。

(吉田委員)

サウンディング型市場調査については、個別の事業者や個別の提案ということではなく、「このようなタイプの公園に提案が集中している」などの傾向が分かればよいと思い、お話ししました。

(椰野委員長)

可能であれば、「こういう公園は民間事業者も関心が高い」など、客観的なデータを整

理していただけると議論が進みやすいと思います。利用者のアンケートについては、色々なかたちで取っているのではないかと思います。

(事務局)

緑全般についてのアンケートは取っているのですが、まずはその中から関係するものを探してみます。

なお、広告の取扱いについては、具体的にはっきりしていないので、ぜひご議論いただきたいです。広告は公園の中では難しい部分もありますが、事業者がイベントや事業をする際の収益にも関わってくるのだと認識しています。

(榎野委員長)

国の法律改正では、公募設置管理制度に屋外広告物の占用特例を付けたので、できるようになっています。行政側として公募に当たって「この公園はどのような位置づけか」というメッセージを出した方がよいと思うので、広告の話を含めてご検討いただければと思います。

(松本委員)

公民連携における「民」の中には、企業も市民も市民団体も入っていますが、私は市民の立場で活動している中で、最近は企業と市民との距離がだいぶ近づいてきているように思います。今までの指定管理者とか業界とかで線を引いて分けている制度自体が古くなってきていますし、もっと柔軟な運用をしていくことで、市民、企業、行政の3者が合わさって価値を向上していく場が公園で実現できれば、そういう仕組みになっていけば、ストックの有効活用につながっていくと感じています。

(榎野委員長)

最近は企業も行政とだけでなく、直接市民の皆さんと関わることをやっていかななくてはならない時代になっています。そういった点も基本方針をまとめる時に考えていただければと思います。

(久富委員)

「共創」という言葉が出ましたが、企業と行政の共創の取組と、市民協働の取組が同じ空間で重なってアイデアが出てくる可能性があると思います。サウンディング型市場調査はこういうかたちで結構だと思いますが、ひとつの公園について、市民サイドの参加活動としてのアイデアはどんなものがあるのだろう、ということと重ねて、共存していくような、あるいは選択するようなバランス感覚がいるような気がします。どちらかという現状は足りない方の「共創」に重点を置いているような感じでしょうか。

(事務局)

「共創推進の指針」は平成21年に作られたもので、すでにこの10年で色々な取組がなされており、次のフェーズとして、市民と企業が入ったかたちでどのようなことができるかが出てくるかだと思います。公園という同じ空間で、どのようなことが実現できるか、価値を高められるかというのが一つのポイントになると思います。企業と市民というのも、お互いにハードルが高いのではないかと、我々も現場のやり取りの中で感じているところではあります。何か具体的な事例や啓発の仕方などを示しながらやっていければと思います。

(榑野委員長)

都市公園ではないものの、企業が持っている緑地、例えば工場の緑地などを市民に開放したり、市民参加でビオトープを作るなども横浜市内で事例があるのではないのでしょうか。それも一つの取組だと思います。

(坂井委員)

指定管理者制度を導入している 92 公園 101 施設の事業者について、民間事業者と NPO 法人の割合はどの程度ですか。

(事務局)

公募による NPO 法人は新治里山公園の一つだけで、その他に、古民家のように指定管理者制度が始まる前から地域の団体に管理委託していて、指定管理者制度に移行する時に非公募で地域の団体にやっていたものがあります。10 か所程度が NPO 法人あるいはそれに準じた地域主体の団体だと思います。

(坂井委員)

1 割程度ということですね。それは経年変化で増えている傾向にあるのですか。

(事務局)

新たに公募で選定された NPO 法人は新治里山公園の例だけです。それ以外は緑の協会や民間事業者です。

(坂井委員)

何かの資料で全国の公園の指定管理を請け負う主体は NPO 法人が増加しているといったような気がします。「民」の一つでもある NPO 法人のあり方は、指定管理者なのか、もう少し違うやり方なのかもしれませんが、これからの公民連携の議論の一つになると思います。

(榑野委員長)

指定管理者制度の説明の中で、民間事業者と NPO 法人の割合とその経年変化の資料があるとよいと思います。

(吉田委員)

基本的なことですが、今回策定の基本方針は、横浜市としては誰に向けてどのように活用してもらう目的で作られるものなのですか。民間事業者を含め、関わる方が色々いらっしゃると思いますが。

(事務局)

ご議論いただくところではありますが、基本的にはまず利用者、市民がいて、さらに民間事業者にも方向性を示す必要があります。また、これまでの公民連携は特殊な事例として捉えられることが多かったのですが、市の職員が実際に仕事を進めていく上で、考え方や方向性をきちんと理解しておく必要もあります。色々なステークホルダーの方に市の姿勢をきちんと示していく内容を想定しており、そういう意味では 360 度ということになるかと思います。

(吉田委員)

民間事業者が提案制度などにより提案する際に、基本方針を見て、「このようなタイプの公園だったら、こういうことを考えて横浜市は整備、運用をしているだろうから、このような提案をしよう」と参考になるように作っていくということですね。

(事務局)

そのとおりです。事務局としても、様々な公民連携があろうと想定しており、委員の皆様にもぜひ活発にご議論いただきたいところですが、そういったことが広がっていくような仕掛けを作りたいというのが、基本的な考え方です。

(榑野委員長)

たいへんベシックで貴重な問いかけをありがとうございます。様々なかたちでの公民連携は横浜市では進んでいますが、従来、設置管理許可などで民間事業者を入れるというのは、一般の市では「やってよいのか分からない」という雰囲気がありました。国が法律を変えたのは、「そういうことをやってよいですよ。これからは色々なステークホルダーが関わってやっていかないとだめな時代です。」と言いたかったからです。今回、基本方針を出すということは市の姿勢であり、「このように展開していきます」というメッセージを市民や企業や色々な方に出せるということが大きいと思います。

(松本委員)

「公園を利用したい、こんなことをしてみたい」という市民がいるものの、今までの枠組みだと「あれもだめ、これもだめ」ということが多数あります。そうした中で、社会をより良くしていきたいという活動に対して、積極的に公園の利用を開放し、行政も伴走して色々なステークホルダーが集まって実現していくようにするというのが、今回の委員会の趣旨かと思ひます。

(坂井委員)

委員会のタイトルも今までのお話も「公民連携」は全くその通りですが、資料4の設置・管理の許可の事例にあるこどもログハウスは、「市民局(当時)が管理許可を受け」とあり、「公公連携」も大事かと思ひます。例えば託児所なども今後入ってくる可能性もあるので、「ウェルカムだが、この公園としてはこのように考えている」という道筋を立てられるものになるとよいと思ひます。そのあたりはどのように考えていますか、それによろしいですか。

(事務局)

はい。それについては次の資料6での説明になります。

(榑野委員長)

それでは、資料5までの議論を一度閉じさせていただき、次の説明に移ります。

(事務局から公民連携推進に当たっての整理事項等について説明)

(榑野委員長)

ただいまの説明について、ご意見、ご質問をお願いします。

(久富委員)

公民連携は多様で幅が広く、その全体の基本方針を作るのであれば、全体像を整理して一つの方針にまとまるのかどうかという議論があるのではないかと思ひます。あるいは世の中で注目を浴びているような、民間事業者が利益還元型で公園の中で事業をできるのか、というような象徴的なことに的を絞るのか、そのあたりの整理がいるのではないかと思ひます。

(事務局)

まさに整理が必要なところですよ。ご指摘いただいたように民間事業者の力を公園活性化

にどのように生かしていくかというのが一つの大きなポイントになるかと思います。一方で、横浜市の場合は公園愛護会などの取組の蓄積や特徴があるので、そこをどう踏まえて民間事業者の力を引き出していくかという点が、横浜市として方針を作成するに当たって重要なところだと考えています。

「民と民」の関係については、あまり想定していなかったことなので、この委員会で新しい取組も見えてくるのかもしれないと、ご議論を伺って感じたところです。

(吉田委員)

基本方針を検討していく上で、幅広い対象をどう考えるかということについて、公園の中でだけでなく、地域の価値を上げるには公園を含めた周辺も対象に検討することもあるかもしれません。例えば、公園の中だけだと民間の収益施設を作る余地がないけれども、公園に隣接した公有資産等と連携する内容の提案や民間が持っているストックを活用して公園と連携した事業の提案があるかもしれません。

あと、「民と民」というお話もありましたが、市民協働というところでは、公共が企業や住民、団体とをマッチングするような、ある意味コーディネートまで広げて考えるのか、どのあたりまでを想定して、この委員会で話をしていくのが望ましいのでしょうか。

(事務局)

資料6に「民間活力の導入に関する新たな仕組みの整備」とありますが、議論の中心としてまず、公園の中での公民連携をどのように進めていくかということ、しっかり固めていきたいです。その上で、例えば周辺の事業者との関係をどうするのかなど、プラス・アルファとして考えていくに当たり、まずはアイデアをいただいて、当面これは実現できる、これは次のステップなど、色々な整理の仕方があると思っています。5年、10年先となれば、また変わってくると思うので、今やること、次のステップでやることなどの整理ができるとういですが、そこは皆様のご意見をいただきたいと思います。

これまでの説明の補足として、小規模な公園の愛護会組織がどのように運営されているのかについて簡単に触れますと、自ら発案して公園を維持管理していくという団体もありますが、自治会・町内会などの既存組織を母体にして愛護会組織を作ってください、運営しているところが非常に多いです。そういう中で、商店街や近くの企業とコラボレーションしながら「民民連携」をやっているような事例もあろうかと思っています。そのほか、山下公園や港の見える丘公園など、ホテルや観光施設が隣接している場所では、事業者とイベントなどでコラボレーションしている事例もあります。

(坂井委員)

山下公園にも公園愛護会はあるのでしょうか。

(事務局)

ありません。大規模な観光公園級のクラスにはほとんどありませんが、健康づくりという趣旨で、山下公園の草地の手入れを周辺の自治会の方が10年以上前から継続して行っていた例はあります。

(坂井委員)

公園愛護会の実態をもう少し教えていただきたいと思っています。資料4に公園愛護会の結成は「市内全域の街区公園など」と書いてありますが、ほとんどは街区公園と理解してよろしいですね。

(事務局)

はい。大多数が街区公園を対象に結成されています。

(榑野委員長)

今回の議論は都市公園エリアがベースであるというのはその通りだと思いますが、公園の持っているポテンシャルを地域にいかにかすかということも大事だと思います。エリアマネジメントのようなことも念頭においてよいと思います。

(坂井委員)

資料6の「公園経営の基本的な方向性」を読んで非常に色々なことが腑に落ちました。3項目あり、1番目は総合公園などいわゆる都市の顔になるような公園、2番目の市民協働がいわゆる公園愛護会ということで、街区公園や近隣公園あたりが対象、3番目はもしかしたら「公公連携」あるいはそれ以外かもしれない、と理解しました。同時に資料6の「公民連携推進に当たっての整理事項」を見ると、これもごもつともな項目です。それぞれの項目をどのように整理するかどうかと思いました。私が考えつくのは、「公園経営の基本的な方向性」の3つの項目ごとに「公民連携推進に当たっての整理事項」の①～⑥をやるのか、そうではなくて、「公園経営の基本的な方向性」は全ての整理事項の上に被さっているのか、そのあたりの整理を今後議論したいという感想を持ちました。

(事務局)

ご指摘のように、「公園経営の基本的な方向性」では、1番目が大規模公園、2番目が街区公園、3番目が各主体の連携ということで、「公民連携推進に当たっての整理事項」の6項目と縦横組み合わせでそれぞれがどうなるのかを見せていくことで、どのように進めるのかが分かりやすくなるのではないかと思います。「公民連携推進に当たっての整理事項」の「①基本的な理念」は全体をカバーするものですが、②から④は公園の規模によって整理すると方向性が見えてくるかと思ひます。⑤は公園を管理する体制によって、考え方やスキルも変わってくるのかもしれないし、⑥は全体に関わることかもしれません。

(榑野委員長)

「公園経営の基本的な方向性」は、「水と緑の基本計画」に書かれている話で、これ自体は非常によいことが書いてあるので、「公民連携推進に当たっての整理事項」の視点を含めて再構成するという理解でよいですか。

(事務局)

はい。

(松本委員)

私も「公園経営の基本的な方向性」については、1番目は企業向け、2番目は市民向けのコーディネートと思いますが、どちらかと言うとそれを分けるよりもミックスするとか、できる所とできない所があり、地域の中の課題もある所とない所があるので、色々なパターンを考えながら、基本的な今回の趣旨としては、企業が公園に対して参加していく仕組みを考えていく中で、それだけでなく市民も一緒に入る仕組み、それが連携して新しい価値が生まれていく、それを行政がどのようにコーディネートするか、そういう立ち位置なのではないかという気がしています。「民民連携」については別の立場のコーディネーターが必要になってくるでしょうし、様々な主体がどのようにすれば公園という場



で新しい価値を生み出していけるか、そのような話なのかと思っています。

(久富委員)

やはりどこかで絞り込む必要がある気がします。企業だけにするというのではなくて、例えば公園愛護会にしても、今までの枠を超えて「もっとこういうことをする場合はこういうやり方がある」というように、これまでのことを全部方針に飲み込んでいくとあまりに大きいので、これまでの土台があり、さらに上乗せする部分についての方針という考え方であれば、例えば市民でも「利益還元型でやってみようか、そういう場合はどうしたらよいのか」という場合のヒントになるようなものができる気がします。

(椰野委員長)

最初なのでかなり間口を広げていますが、ある程度のポイントを絞ることも必要でしょうね。民間事業者の力という話についても、少し深掘りする必要もあると思います。個人的な意見ですが、公園の使い方については、企業に限らず市民も含めて全く別の発想を持っていると思います。行政側にアイデアがないだけで、実は公園をもっとうまく使える発想があると思います。それをどのようなかたちで反映できるか、私も含めて考えていけないといけない。全く新しい魅力づけ、たぶん海外では日本の使い方とは全然違う使い方もありますよね。例えば公園の中に野外の図書館的な機能があるとか、今までの公園運営では考えられていないが、実はもっと別の使い方があり得ると思います。そういうことがうまく公民連携の中に入ってくるとよいと思います。

(坂井委員)

対象は市立公園で、児童遊園は入っていないのですよね。目黒区で老朽化したビルをホテルのようなものにした際に、その隣の児童遊園にもホテルがお金を出してきれいにし、まるで自分の庭であるかのように、でも誰でも入れるようにしたという事例があります。そのように場所によっては隣の敷地の方が何かやりたいということもあるかもしれません。児童遊園などに対する公民連携も考えるのか、あるいはそれは別途なのでしょうか。

(事務局)

基本的に児童遊園などは別途考えるものとし、公園条例に基づく公園で一度整理させていただきたいです。

(坂井委員)

ただ、市民にとっては街区公園も児童遊園も区別がないので、「こういうことをしたい」と公園部署に来た時に、「これは児童遊園なのであっちに行ってください」と言うことになると思いますが、横浜市としては、公園を使い良くしようとしているのだから、職員の人材育成の面でも、やはり頭の片隅には入れておいてほしいと思い、あえてお話ししました。

(事務局)

横浜市には、市の要綱に基づく「子どもの遊び場」という名称で区役所が管理している遊び場があります。「子どもの遊び場」は民有地を借地し、軽易な整備をしたものであり、地域からは公園とは違うという認知は進んでいるように思います。

まず都市公園として議論し、そのかたちができていく中で、街区公園を補完するような「子どもの遊び場」も含め、横浜市トータルとしてよりよい地域、まちづくりに取り組む方向で考えていきたいと思っています。

(坂井委員)

国の議論ではあまり小さい所まで話しませんでした。市民としては、あるいは管理する面でも、街区公園や児童遊園あたりのケアも必要であるということの頭の片隅に入れるとよいと思いました。

(榎野委員長)

基本方針の中で言及したらすぐに何かしなくてはいけないということでもない、そういうことも含めて考えるということによいと思います。

それでは、これまでの議論を踏まえて事務局に整理をお願いし、委員会で確認させていただければと思います。

### 3 その他

(事務局から基本方針策定の進め方について説明)

(事務局)

次回の委員会は9月後半を想定しており、改めて日程調整をさせていただきます。また、山下公園やアメリカ山公園などの公民連携の事例を視察いただきたく、こちらも日程調整させていただければと思っています。

(榎野委員長)

皆さんお忙しいとは思いますが、現場を見ていただければ理解が進むと思うので、ご出席をお願いします。

それでは、次回の日程調整をお願いします。ありがとうございました。

(事務局)

長時間にわたるご審議をありがとうございました。重要なお指摘、ご意見をいただきました。今後の議論に反映させていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、公募設置管理制度に関する案件が出てきましたら、随時審議をお願いさせていただきます。よろしくお願いいたします。